

平成26年度

第175回宮城県都市計画審議会議案書

平成26年12月

宮城県都市計画審議会

第175回宮城県都市計画審議会

日 時 平成26年12月19日(金)

午後2時から

場 所 宮城県行政庁舎

9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第174回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2312号ほか 3件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第174回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について ……	3
-------------------------------	---

2 議 案

議案第2312号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について …	4
--------------------------------	---

議案第2313号 石巻広域都市計画緑地の変更について ……	7
-------------------------------	---

議案第2314号 特殊建築物の敷地の位置について ……	10
-----------------------------	----

議案第2315号 特殊建築物の敷地の位置について ……	13
-----------------------------	----

第174回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2311号	石巻市 東松島市	石巻広域都市計画道路の変更について	平成26年11月14日 宮城県告示第923号

仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域区分の変更 (宮城県決定)

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり市街化調整区域から市街化区域に変更する。

2. 人口フレーム

区 分	年 次	基準年	目標年
		平成17年	平成32年
都市計画区域内人口		1,387千人	1,382千人
市街化区域内人口		1,305千人	1,311千人
配分する人口		—	1,309.8千人
保留する人口		—	1.2千人
特定保留		—	1千人
一般保留		—	0.2千人

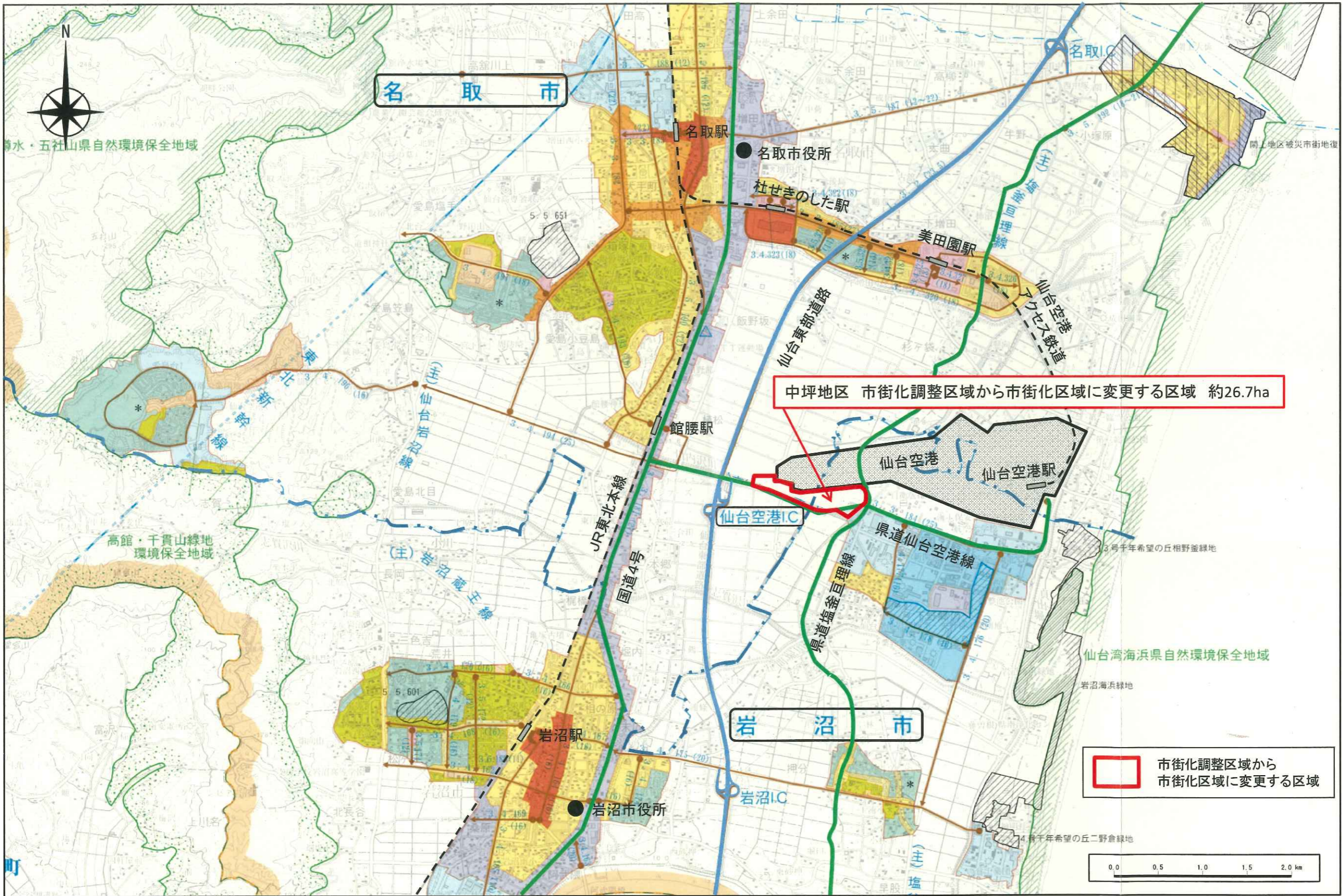
3. 変更の理由

都市計画法第6条の2により定める「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」においては，事業の確実性が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を，市街化区域編入予定地区等として位置付けている。

平成22年5月に決定した同方針の市街化区域編入予定地区等のうち，名取市及び岩沼市の中坪地区について，開発行為による市街地整備の確実性が得られたことから，良好な市街地を形成するため，市街化区域に編入するものである。

仙塩広域都市計画総括図

議案第2312号



中坪地区 市街化調整区域から市街化区域に変更する区域 約26.7ha

市街化調整区域から市街化区域に変更する区域

仙塩広域都市計画区域区分の変更（名取市・岩沼市）

石巻広域都市計画緑地の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画緑地の変更（宮城県決定）

都市計画緑地中1号矢本海浜緑地を次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	緑地名			
1	矢本海浜緑地	東松島市矢本字 下立沼前，板取，鎌沼， 三本松，沼下，弘法， 牛網字海辺， 大曲字下台	約 110.0ha	園路，広場，駐車場， 避難築山等 (変更前約 150.0ha)

「区域は計画図表示のとおり」

理由

東北地方太平洋沖地震及びその後に襲来した津波により、矢本海浜緑地は甚大な被害を受けたことから、緑地の機能回復を図るとともに津波発生時における緑地利用者及び隣接する土地区画整理地内の企業従事者等の安全確保のため、区域の一部を避難道路の周囲に追加するとともに、一時避難地としての避難築山を有する防災公園としての機能を追加する。併せて、隣接する河川等の災害復旧事業と調整を図り、区域の一部を廃止する。

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物処理施設	
建築主		仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目29-30 株式会社サユウ宮城 代表取締役 佐藤勇輝	
敷地	位置	黒川郡大和町まいの三丁目2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6	
	面積	7,228.29 m ²	
	用途地域	準工業地域	
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設	
	工事種別	新築	
	構造, 規模等	①作業所 鉄骨造 2階建 延べ面積	1,334.20 m ²
		②液抜棟 鉄骨造 平家建 延べ面積	90.00 m ²
		③危険物庫 鉄骨造 平家建 延べ面積	5.97 m ²
		④整備工場棟 鉄骨造 平家建 延べ面積	108.00 m ²
⑤倉庫 鉄骨造 平家建 延べ面積		135.00 m ²	
⑥事務所 木造 2階建 延べ面積	248.43 m ²		
	計	1,921.60 m ²	
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理（破碎）】 廃プラスチック類：211.68t/日 ※5t/日を超えていることから許可が必要	
	処理方法	破碎施設による破碎処理	

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設
建築主		栗原市築館字上高森61番地の74 有限会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木裕
敷地	位置	栗原市築館字上高森49-4の一部、49-5の一部、49-29、49-30の一部、50-1の一部
	面積	16,903.10 m ²
	用途地域	指定なし
建築物	用途	産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理施設
	工事種別	増築
	構造、規模等	①作業所 鉄骨造 4階建 延べ面積 2,781.28 m ² (1,322.88 m ²) ②燃え殻保管庫 鉄骨造 2階建 延べ面積 313.62 m ² ③事務所 鉄骨造 2階建 延べ面積 277.82 m ² <div style="text-align: right;">計 3,372.72 m² (1,322.88 m²)</div> <div style="text-align: right;">※ () 内は既存部分の面積</div>
	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理（焼却）】 汚泥：3,222.45 kg/h、廃油：3,627.73kg/h、廃酸：3,045.18kg/h、 廃アルカリ：3,045.18 kg/h、廃プラスチック類：52,750kg/日、 紙くず：4,811.00 kg/h、木くず：4,811.00 kg/h、 繊維くず：4,322.10 kg/h、動植物性残さ：3,101.82 kg/h、 動物系固形不要物：3,924.32 kg/h、ゴムくず：1,589.41 kg/h、 感染性産業廃棄物：2,921.24 kg/h ※廃プラスチック類は100 kg/日を超えていることから、その外は200 kg/h以上であることから許可が必要 【一般廃棄物中間処理（焼却）】（栗原市都市計画審議会での審議） 5,000 kg/h ※200 kg/h以上であることから許可が必要
処理方法	焼却施設による焼却処理	

特殊建築物の敷地の位置について（栗原市）

